

秋田市創業支援補助金

創業

をお考えのかたへ

一歩踏み出す勇氣応援します



秋田市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとするかたに対して費用の一部を補助します。(創業間もない個人事業主のかたの事業拡大に伴う法人成りも対象となります。)

※Aターンのかた、35歳未満のかた、学生は、優遇があります!

(個人事業主でも利用可)

※法人の設立は、応募(創業計画書の提出)後に行う必要があります。また、交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。

(交付決定前に着手する場合は別途書類が必要です。)

● 補助率/50%、限度額/75万円

代表者がAターン者の場合は

● 補助率/75%、限度額/75万円

代表者が若者(35歳未満)の場合は

● 補助率/75%、限度額/50万円

代表者が学生の場合は

● 補助率/100%、限度額/30万円

募集期間

令和6年4月1日(月)から令和6年12月20日(金)まで随時募集中

※毎月末締め、翌月下旬頃に審査会による審査を行います。

予算上限に達した場合は、期限にかかわらず終了します。

補助対象経費

事業
拠点費

設備費

機械
器具費

広告
宣伝費

申請
手数料等

お問い合わせ先(申請書・事業内容等)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部商工貿易振興課 創業支援担当

TEL 018-888-5728 FAX 018-888-5727

E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp



秋田市創業支援補助金HP

補助金交付対象者

共通条件

- 優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。
- 事業の実現性および成長性が認められること。
- 創業が確実であること。
- 市内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類するものをいう。）から資金の調達が見込める事業であること。ただし、学生創業支援事業は除く。
- 次の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 市税に滞納がないこと。
 - (イ) 公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。
 - (ウ) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (エ) 国・県から同様の補助金の交付を受けていないこと。



各事業別の条件

（上記共通条件に加え、各事業別に次の条件があります）

1 一般創業支援事業

本市において、法人の中小企業者として新たな事業を開始する具体的な計画を有する者。

※ 個人事業主が法人となる場合（法人成り）は、応募日において法人として事業を行っておらず、個人事業主として行っていた事業の拡大を伴う場合であって、応募日が創業日から起算して5年未満の期間内であること。

※ 創業の模範となる事業であること。

2 Aターン創業支援事業

県外から本市に住民登録し、中小企業者として、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者。

※ 本市に転居しようとする者又は応募日が本市に転居した日から起算して36箇月以内の者であること。

※ 地域活性化に資する事業であること。

3 若者創業支援事業

本市に住民登録し、中小企業者として、新たに事業を開始する具体的な計画を有する応募日において35歳未満の者。

※ 創業の模範となる事業であること。

4 学生創業支援事業

本市に位置する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学し、中小企業者として、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者。

※ 創業の模範となる事業であること。

対象事業

創業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする

提出書類

- 創業計画書
- 住民票および納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税）又は市税に未納がない証明書（申請月に発行されたもの）
- 事業拠点・生活拠点を示した地図、賃貸借および取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入ならびに広告宣伝に要する経費の見積書等

補助対象経費等

補助対象および補助率等は以下のとおり

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| 1 一般創業支援事業 | 補助率 50% | 限度額 75万円 |
| 2 Aターン創業支援事業 | 補助率 75% | 限度額 75万円 |
| 3 若者創業支援事業 | 補助率 75% | 限度額 50万円 |
| 4 学生支援事業 | 補助率 100% | 限度額 30万円 |

事業拠点費

事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費（礼金、仲介手数料、前家賃等）※敷金は対象外

設備費

店舗および店舗付帯設備の改造・改装に要する経費

機械器具費

パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、厨房機器、作業機械、車両（乗用車を除く。）などの創業に伴い必要となる機器、備品類（備品は単価3万円以上のもの）の購入経費 ※スマートフォン、表計算ソフト等は対象外

広告宣伝費

会社設立時や事業継続に必要なホームページ作成、新聞・雑誌広告、WEB・SNS広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ作製等に要する経費 ※名刺・カード類等は対象外

申請手数料等

会社設立に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費（登録免許税、印紙代、司法書士手数料）

補助金交付までの流れ

※法人の設立は、応募（創業計画書の提出）後に行う必要があります。また、交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外となります。（交付決定前に着手する場合は、補助金交付決定前着手届の提出が必要です）



※原則、令和7年2月28日（金）までに事業を完了する必要があります。